

「外国著作権法令集(48)－カンボジア編－」に以下の誤植がありましたので、お知らせします。テキスト版は修正済ですが、PDF 版をご利用の場合には、以下の修正をご確認ください。

・2 ページ 第2条 i.

誤) 「公衆への伝達」とは、～

～

る場所から離れた場所において、その伝達、映像又は音が認識できないということなしに、～

正) 「公衆への伝達」とは、～

～

る場所から離れた場所において、その伝達、影像又は音が認識できないということなしに、～

・3 ページ 第3条 b.

誤) カンボジア王国で最初に発行された著作物（外国で最初に発行されたが、最初の公衆への伝達から30日以内に発行するためにカンボジア王国に持ち込まれた著作物を含む。）

正) カンボジア王国で最初に発行された著作物（外国で最初に発行されたが、最初の公衆への伝達から30日以内に発行するためにカンボジア王国に持ち込まれた著作物を含む。）

・7～8 ページ 第15条 d).以下

誤) d). 翻案の著作者。

e). 台詞の著作者。

f). その著作物のために特別に創作された、歌詞を伴う又は伴わない楽曲の著作者。

g). アニメーションの著作物のグラフィックアートの著作者。

正) c). 翻案の著作者。

d). 台詞の著作者。

e). その著作物のために特別に創作された、歌詞を伴う又は伴わない楽曲の著作者。

f). アニメーションの著作物のグラフィックアートの著作者。

・ 9 ページ 第 21 条 第 2 段落

誤) 第 24 条から第 29 条の規定において反対の定めがない限り、著作者は、次のことを自ら行う又は第三者に許諾する排他的権利を有する：

正) 第 24 条から第 29 条の規定において反対の定めがない限り、著作者は、次のことを自ら行う又は第三者に許諾する排他的権利を有する：

・ 10 ページ 第 21 条 第 3 段落

誤) 本条前記(c)号に規定された貸与権は、プログラム自体が貸与の主たる対象とはなっていない場合には、コンピュータ・プログラムの貸与には適用されてない。

正) 本条前記(c)号に規定された貸与権は、プログラム自体が貸与の主たる対象とはなっていない場合には、コンピュータ・プログラムの貸与には適用されない。